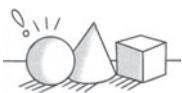


# 役立つ！ 会務活動



## vol.13

# 性の平等に関する委員会による法教育

会員 長瀬 恵利子 (67期)

**1** 性の平等に関する委員会には、DV、労働、セクシャル・マイノリティ、法教育の4つのPTが設けられ、それぞれ活発に活動している。

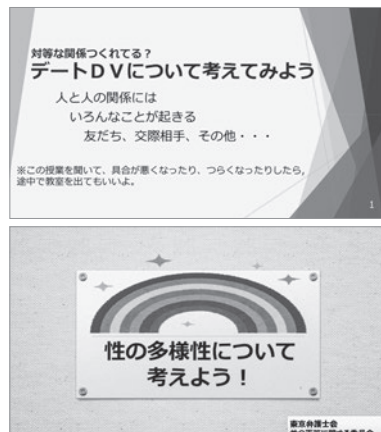
今回は、私が所属する法教育PTの活動状況等を紹介する。

**2** 法教育PTは、その名のとおり当委員会の活動に関する法教育授業を実施している。当委員会の法教育授業の実施件数は、この数年、子どもの人権と少年法に関する特別委員会が実施するいじめ予防授業に次いで2番目に多い。コロナ前の2019年度までの3年間の申込件数は年間平均27件を超え（2020年3月の臨時休校により未実施となった件数を含む）、最近の実施件数は徐々にコロナ前に戻りつつある。

主に中学生と高校生を対象としている。最も申し込みが多いテーマは「デートDV」で、「性の多様性」や「セクハラ」をテーマとする授業を実施することもある。いずれも社会生活を送る上で重要な内容だが、私が子どもの頃は誰も教えてくれなかった。学校の授業のひとつとして扱われるようになり、時代が大きく変化していることを実感する。

**3** 授業後のアンケートでは、生徒から、互いを尊重することが大事だと理解できた、被害者にも加害者にもならないように気を付けたいなど前向きな感想を多くもらう。先日、ある高校でデートDVの授業をした後、「これってDVかな？」と相談してきた生徒がいたと教員から報告を受けた。これから社会に出る生徒が、身近で生じ得る問題であることや、自分自身が当事者かもしれないことに気づくようになれば、助けを求めてよいと思えたり、コミュニケーションの取り方に注意しようとしたり、可能性が無限に広がる。

当委員会の法教育授業が盛況であることを誇らしく思うが、前途ある若者たちが大人になったときに、これらの法教育授業が不要な社会に変わることを願うばかりである。



こちらから読んでね

## オリジナルの凧

